

且ツ大なる組織によりてす。

良民ハ良民ニして政府を信じて克く従順の義を怠らず。此の人情を利用せる悪魔軍ハ、政府の官吏ニ内命してハ官吏を使用し、公共公益を假て又一般国民より租税と名付けて多くの金銭を奪え、而モ尚足らずとして、債を起して此の金を分捕しするに河川工事、山林涵養、道路、橋梁改築修繕の善名を用えたり。下野の善民も良民も皆克敷かれて、楽天安眠の中誰れか又此の多大の負債をしらず。政治の害や大えなり。銅山の害ハ更ニ之より又大えなり。国の存立孰れニあるか。

予正造曾て議會ニ於て三十三年の春と覚ゆ、質問書を提出して曰く、亡国ニ到るをしられバ之即ち亡国なりと質問せしに、政府ハ答えず。已ニして拾貳年の已前なり。今年ハ正ニ之四十五年二月となる。国家ハ已ニ二十三年の已前ニ亡びたるなり。

此の亡びたる国家ハ三十七年ニ至って更ニ甚だ敷く、外ニ対してハ大強国と戦え、内ニ対してハ切り取り強盜を為せり。其の外ニ戦つて功ありしハ神我が国を救えしなり。而モ之を神の恩とせず、此の罪名状すべからず。神ハ神ニ近きものに神を以てせり。遠ざかるハ汝の遠ざかるなり。近付くハ汝の近付くなり。大なる神ハ神よりしてすてず、近付けず。

(表紙) 四十五年三月五日 篠山 小倉彌七氏方ニて

四十五年三月五日 藤岡町の山小倉彌七氏方。笠場福地貞蔵氏来り曰く、三十六年五月と覚ゆ、復旧工事流亡ハ原因あり。人足を追え帰して遅滞せしめ、夜間葭茅五六十束を中間ニ埋め立て、其の上ニ堤形を造る。五月出水、見る見る流亡せり云々。

○田中正造ハあくびをして四十一日の禁錮刑ニ処せらる。谷中人民自費を以て、生命と農事を保つべき堤を許可

の下ニ築きて破らる。足尾銅山の設備ハ恰モ人畜殺戮の校柱校架を設備したると同じ。以て人畜の生命ヲキザムコト無数ニして無事なり。然れども勢の有無ニよりて、かくハ愛憎偏頗甚シ。

○栃木県ハ恰モ朝鮮統監時代の政治なり。人民ハ朝鮮人民の如し。人民虐待ハ常識となれり。

三月五日、或人言う。瀬下儀助、碓井、小曾根、田名網、赤坂、片山の五六人ハ、渡良せ川鉦毒沈殿池の大設計成功までハ或る名の下ニ檻中の人となり、一ハ買収せられて遠く北海ニ赴き、四ハ口実の下に銅山の出張員吉沢繁治の告訴にて入檻せり。アア、正義を唱えて心ニ油断あるものハ此の獵師の銅ニ釣らる。釣るものハ便ありて釣らるるものハ名を汚してなり。

○今の法律ハ勢ニあり。法律ニ力なく、金と人とニ力あり。名実ニ勢力なく、手段計略ニ勢力あり。

○今此の地方人民を見る、徳川氏の温和的庄政ニ慣れ、二百余年の遺伝性となり、一ニ畏敬、二に恐懼、三ニ畏怖、四ニ謹慎、五ニ卑屈、六ニ堪忍、七ニ忍辱、八ニ依頼、九ニ官尊等の文字より生ずる消極的謙遜、形容的礼節、終無精神となり、偽善的忠義、吝シヨク的節儉等、似て頗る非ナル性となりて、終ニ徳川三百年の余弊ハ四十五年をへてますます甚しきニ到れり。

而も此の弊より発する悪徳なるもの、之を道德と誤解するに到らしめたり。此の時ニ当りてハ断じて古きをすてて、新鮮なる宗教キリストの曰く、一切をすてて我ニ従えよ、とのたまえしを以てせるの外此の国民を救え出すべきミチなし。今の日本豈尋常無力の宗教を以て救うべからざるなり。キリスト今何処ニあるか。

田中正造

○三月二十七日、茂木氏方ニ会す。

二十八日 栃木県裁判所構造立派なり。此の法廷ニ来る人民の多くハ皆わらじ手弁当なり。貴き人民ハ泥足ニて空腹なり。法廷の峨々たる何の必用。

に在り

△村吏員 町村制施行以來の村吏員左の如し

○村長 (更はる事三人)

殿塚 榮多 (自明治三十二年六月 至三十二年九月) 青木 重藏 (自明治三十二年三月 至三十二年六月)

○助役 (更はる事五人)

岸 雄一郎 (自明治三十二年十月 至三十二年十二月) 青木 重藏 (自明治三十二年十二月 至三十二年三月)
岸 彦五郎 (自明治三十二年四月 至三十二年七月) 猪瀬 翁助 (自明治三十二年七月 至三十二年十月)
田村 正一郎 (自明治三十二年八月 至三十二年十一月)

○収入役 (更はる事三人)

猪瀬 鏡一郎 (自明治三十二年六月 至三十二年九月) 猪瀬 翁助 (自明治三十二年五月 至三十二年八月)
岸 彦五郎 (自明治三十二年六月 至三十二年九月)

○村會議員

岸 雄一郎 (自明治三十二年四月 至三十二年七月) 岸 豐次郎 (自明治三十二年四月 至三十二年七月)
山の井 香一郎 (自明治三十二年四月 至三十二年七月) 殿塚 英太郎 (自明治三十二年四月 至三十二年七月)
町田 淺右衛門 (自明治三十二年四月 至三十二年七月) 速水 豊八郎 (自明治三十二年四月 至三十二年七月)
大森 爲三郎 (自明治三十二年四月 至三十二年七月) 松本 徳太郎 (自明治三十二年四月 至三十二年七月)
田村 正一郎 (自明治三十二年四月 至三十二年七月) 福田 友七郎 (自明治三十二年四月 至三十二年七月)
福田 兵三郎 (自明治三十二年四月 至三十二年七月) 小林 廣三郎 (自明治三十二年四月 至三十二年七月)
町田 理一郎 (自明治三十二年四月 至三十二年七月) 青木 直藏 (自明治三十二年四月 至三十二年七月)
福田 莊一郎 (自明治三十二年四月 至三十二年七月) 速水 文一郎 (自明治三十二年四月 至三十二年七月)
岸 豐次郎 (自明治三十二年四月 至三十二年七月) 山崎 良作 (自明治三十二年四月 至三十二年七月)
岸 雄一郎 (自明治三十二年四月 至三十二年七月) 岸 榮次郎 (自明治三十二年四月 至三十二年七月)

山崎 甚吾 (自明治三十二年七月 至三十二年十月) 大森 三郎 (自明治三十二年七月 至三十二年十月)
青木 兼次郎 (自明治三十二年七月 至三十二年十月) 速水 壽三郎 (自明治三十二年七月 至三十二年十月)
武井 國太郎 (自明治三十二年七月 至三十二年十月) 黒根 貞作 (自明治三十二年七月 至三十二年十月)

○都屋村 本村は都屋、緑川、帯刀新田、富吉、中根、西、千四百四十戸、七百七十有上

△村吏員 町村制施行以來の

○村長

荒井 庄作 (自明治三十二年四月 至三十二年七月) 佐山 彌一郎 (自明治三十二年四月 至三十二年七月)
石塚 福七郎 (自明治三十二年四月 至三十二年七月)

○助役

小倉 嘉十郎 (自明治三十二年五月 至三十二年八月) 松本 幸五郎 (自明治三十二年五月 至三十二年八月)
白石 喜内 (自明治三十二年五月 至三十二年八月)

○収入役

田中 三郎次 (自明治三十二年六月 至三十二年九月) 白石 彦内 (自明治三十二年六月 至三十二年九月)
山本 三十郎 (自明治三十二年六月 至三十二年九月)

○村會議員

大橋 益藏 (自明治三十二年四月 至三十二年七月) 白井 覺彌 (自明治三十二年四月 至三十二年七月)
渡邊 傳吉 (自明治三十二年四月 至三十二年七月) 久我 善四郎 (自明治三十二年四月 至三十二年七月)
氏家 正平 (自明治三十二年四月 至三十二年七月) 安生 徳三郎 (自明治三十二年四月 至三十二年七月)
川津 要作 (自明治三十二年四月 至三十二年七月) 柏倉兵左衛門 (自明治三十二年四月 至三十二年七月)
野原 常吉 (自明治三十二年四月 至三十二年七月) 柏倉 七太郎 (自明治三十二年四月 至三十二年七月)
大橋 周次 (自明治三十二年四月 至三十二年七月) 谷原 格平 (自明治三十二年四月 至三十二年七月)
龜田 金作 (自明治三十二年四月 至三十二年七月) 大橋 覺四郎 (自明治三十二年四月 至三十二年七月)
青木 新作 (自明治三十二年四月 至三十二年七月) 谷原 郡治 (自明治三十二年四月 至三十二年七月)

桑谷 惣一郎 (自明治三十二年四月 至三十二年七月) 荒川 庄作 (自明治三十二年四月 至三十二年七月)
石塚 富三郎 (自明治三十二年四月 至三十二年七月) 佐山 孫惣 (自明治三十二年四月 至三十二年七月)
稻葉 忠三郎 (自明治三十二年四月 至三十二年七月) 田熊 徳次郎 (自明治三十二年四月 至三十二年七月)
五宗 健一郎 (自明治三十二年四月 至三十二年七月) 石塚 彌宗吉 (自明治三十二年四月 至三十二年七月)
小倉 嘉十郎 (自明治三十二年四月 至三十二年七月) 坂山 周之助 (自明治三十二年四月 至三十二年七月)
石塚 龍藏 (自明治三十二年四月 至三十二年七月) 佐山 榮助 (自明治三十二年四月 至三十二年七月)
瀬下 儀助 (自明治三十二年四月 至三十二年七月) 大塚 己之吉 (自明治三十二年四月 至三十二年七月)
田中 辯吉 (自明治三十二年四月 至三十二年七月) 神原 六平 (自明治三十二年四月 至三十二年七月)
荒井 定之助 (自明治三十二年四月 至三十二年七月) 佐山 宇一郎 (自明治三十二年四月 至三十二年七月)
荒川 久三郎 (自明治三十二年四月 至三十二年七月) 大木 幸助 (自明治三十二年四月 至三十二年七月)

○赤津村 本村は原宿、大橋、白久保、富張、深澤、大柿の各大字より成り人口五千百九十七戸、六百七十三を有す役場は富張に在り

△村吏員 町村制施行以來の村吏員左の如し

○村長 (更はる事二人)

藤平 定八郎 (自明治三十二年五月 至三十二年八月) 大橋 益藏 (自明治三十二年五月 至三十二年八月)

○助役 (更はる事四人)

石川 權平 (自明治三十二年九月 至三十二年十二月) 大橋 益藏 (自明治三十二年九月 至三十二年十二月)
柏倉兵左衛門 (自明治三十二年九月 至三十二年十二月) 柏倉 七太郎 (自明治三十二年九月 至三十二年十二月)

○収入役 (更はる事四人)

柏倉 兵十郎 (自明治三十二年四月 至三十二年七月) 早乙女 泰助 (自明治三十二年四月 至三十二年七月)
大出 丈四郎 (自明治三十二年四月 至三十二年七月) 渡邊 元一郎 (自明治三十二年四月 至三十二年七月)

○村會議員

田代 金之助 (自明治三十二年五月 至三十二年八月) 關口 忠次郎 (自明治三十二年五月 至三十二年八月)

△村吏員 町村制施行以來

○村長

◎水代村 本村は西水代、大字より成り人口四千〇六は西水代に在り

◎南島根澤

村長 螺良源右工門
助役 黑崎治郎衛
収入役 戸田喜作

◎祖母井

村長 横堀正太郎
助役 稻川武治
収入役 吉永俊三郎

◎水橋

村長 大塚角三郎
助役 阿久津庄六郎
収入役 高松金作

◎清原

村長 坂本吉十郎
助役 阿久津長一郎
収入役 齋藤柳七

下都賀郡之部

◎朽木

町長 櫻井源四郎
助役 坂本金一郎
収入役 生澤積一郎

◎藤岡

町長 川島鹿藏
助役 田名綱政吉
収入役 田沼藤四郎

◎小山

町長 早乙女源吉
助役 欠員
収入役 神藤林八

◎石橋

町長 高橋徳三郎
助役 石川多一郎
収入役 伊澤久三

鉅毒被害・運動

セルヲ検査セス、而シテ益々被害民虐待ノ至ラサルナキヲ見ル、之我 天皇陛下ノ臣民ヲ侮シシ國体國法ヲ傷ケ国力ヲ損滅シ天理人道ニ戻リ風紀ヲ潰乱スルモノト云ハサルヲ得ス、然ルニ尚ホ今日ニ至リテモ足尾銅山ノ多量ノ水質汚染ハサルヲ以テ工事ノ破壊ヲ隠蔽シテ鉅毒ノ継続ヲ計ルモノ、如シ、今ニシテ此公議ヲ害スル鉅毒ヲ停止シ流毒河川ノ水質及其河川ノ包圍セル土地ニオケル飲用水ヲハ明治初年ニオケル清澄佳良ノ水質ニ復サシメ、諸般ノ天産ヲ生スヘキ土地ノ毒ヲ除キ將來天然ノ地勢ニ則リテ天賦ノ生産ヲ保護シ、古來人民居住ノ權ヲ重シ、國家ノ命脈タル多數町村ノ復活維持ヲ圖リ、被害人民ヲシテ保安ノ緒ニ就カシムルコトヲ得スハ國家ハ何ヲ以テ其威信ヲ全スルヲ得ン、希クハ速カニ足尾銅山ノ鉅毒ヲ停止シ閑田沃野中數万町歩ノ國土ヲ其人民トシ彼レ加害者ノ謀殺ニヨリ滅亡ニ了ラシメサランコトヲ謹テ請願仕リ候頓首再拜

明治三十五年十二月

山田、新田、足利、安蘇郡町村長

貴衆兩院宛

(本書ハ原文ノ儘ナリ)

鉅毒被害民ノ動靜
秘第三八号

鉅毒被害民ノ動靜

頃日ノ諸新聞紙上ニ「鉅毒調査ノ結果」ト題シ鉅毒調査委員會調査ノ結果ハ、無害無毒ニシテ且法令ニ背反スル所ナク鉅毒被害ハ洪水被害ニ外ナラズ決定シタル旨掲載アリタルヨリ、県下足利郡吉妻村大字下羽田ノ鉅毒被害民ハ甲乙相伝ヘテ一般ニ之ヲ憤激シ被害民中重立者庭田源八、海原房五郎、海原多三郎、野村治平、横塚吉五郎、小倉潤治等ハ昨夜海原房五郎方ニ會シ事實ノ判斷ニ協議ヲ廢シ遂ニ庭田源八、野村治平ハ雲龍寺事務所ヨリ東京事務所ニ向テ急書ヲ発シ事實ノ真相ヲ問合スコトノ任ニ當リ、海原多三郎ハ今未明安蘇郡植野村大字舟津川ニ至リ小野政吉、関口幸八、福地收蔵等ニ面會シテ至急上京委員ヲ擧ケテ鉅毒調査會ニ出頭セシメ事實ノ如何ヲ確メシメント目下其運動中ノ趣相聞候条、此段及通報候也

明治三十六年一月八日

栃木県知事 菅井誠美

鉅毒調査委員長 一本喜徳郎殿

通報(内務大藏農商務鉅毒調査會 警視(群馬)埼玉茨城宇都宮栃木)

鉅毒委員會ニ於ケル左部彦次郎ノ演説
秘第三九号ノ一

鉅毒委員會ノ状況

県下下都賀郡都屋村大字新波壽福寺ニ於テ再昨(二十一日)東部(渡良)

連下 鉅毒被害地鉅毒委員會ヲ開キタリ、出席者ハ

左部彦次郎 大出喜平 黒沢西造 須藤幸次郎 新井嘉兵衛
川鍋岩五郎 島村島三郎 田名納政吉 加藤徳藏 関口三郎次
小川吉右衛門 前沢多十郎 青木幸太 大木小源次 菅沼彦次郎
稲垣熊太郎 田中嘉一郎 葛生恒吉 瀬下儀助 久米谷彦七
ノ二十名ニシテ協議決定事項ハ

一 有志者ノ組織ニ係ル鉅毒問題解決期成同盟會ノ発起ニテ近日東京神田青年會館ニ於テ鉅毒ニ関スル政談演説會ヲ開ク管ニ付、被害地各町村ヨリ惣代ヲ出京セシメ運動スル事

二 東部被害地(栃木県鹿沼市、谷中村、三軒村、赤坂村、都賀村、生井、辺村、群馬、鉅毒事務所ヲ谷中村大字下宮川鍋岩五郎方ニ設置スル事

三 来二月四日谷中村大字下宮、東西被害地一般ノ委員會ヲ開ク事以上ノ如クニシテ左部彦次郎ハ左ノ意味ノ演説ヲ為シタリ

諸君モ新聞杯デ承知ノ通り谷、島田、花井サン杯ガ組織セラレタ鉅毒問題解決期成同盟會ト云フ民間ノ調査會カ種々ノ方面ヨリ研究セラレタ結果鉅毒ノ在ルト云フコトハ確認セラレド一シテモ足尾ノ鉅毒ハ停止セナケレハナラヌト云フノデ、今回意見書ヲ作り政府ニ提出シテ解決ヲ迫ルト云フコト同時ニ神田ノ青年會館デ演説會ヲ開ク手筈ニナツテ居ル、夫シテ政府ノ調査會ハ如何カト云ヘハ正月迄ニハ解決スルトカ五月ニハ解決案ヲ発表スルトカ云テ居ルモ今日

四 第二次鉅毒調査委員會と住民の動向

迄何ノ音沙汰モナイ、然ルニ被害地ノ状況ヲ觀ルニ昨年ノ大災害後大變動ヲ來シテ被害民ノ氣力ガ無クナツタ、其処テ見計ツテ政府ハ地方官ニ命シテ買取ラサセ其足ラサル處ヲ政府ハ解決スル積リテハナイカ、ソ一シテ北海道ノ方ヘ逐ヒ道ル様ナ事ヲスル積リデハナイカト思フ、川辺、利島ノ道リ方ト云ヒ谷中ノヤリ方ト云ヒ如何ニモソ一云フ様ナ風ニ思ハレル、既ニ谷中村買取事件ハ栃木県會ニ於テ否決シタルニ拘ラス同村民ノ優勢ナル一部即チ地主派ノ者カ更ニ県庁ニ向テ買上ケテ諸般スル模様アリ、此ノ如クンハ被害地一般ニ大影響ヲ來スヘキニ依リ合同一致シテ運動ヲ願ヒタイ云々

以上集會ハ午後二時ニ始メ同四時無事故會セリ

(欠字)

候也

明治三十六年二月三日

栃木県知事 菅井誠美

通報(農商務鉅毒調査會 警視(群馬)埼玉茨城宇都宮栃木)

谷中村ニ於ケル鉅毒講話會ノ状況
秘第二四〇号ノ一

鉅毒講話會ノ状況

一昨一日県下下都賀郡谷中村ニ於テ同村臨時村會ヲ開ク管ナリシ處、同村鉅毒委員ハ村會カ谷中村ノ土地売却ノ事ヲ議スルモノナラント想像シ同日ヲ以テ同村役場ニ鉅毒講話會ヲ開クコト、セリ、蓋

一〇五九